

第 37 回大船渡市農業委員会総会会議録

大船渡市農業委員会

第 37 回大船渡市農業委員会総会会議録

招集者 大船渡市農業委員会会長 菊地 英浩
会議日時 令和 2 年 10 月 26 日 午後 2 時 00 分開会
会議場所 大船渡市役所：地階大会議室

議事日程第 1 号

- 日程第 1 会期の決定
日程第 2 書記及び議事録署名人の指名
日程第 3 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
日程第 4 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 5 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 6 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 7 議案第 4 号 農地法の適用外であることの証明願について
日程第 8 議案第 5 号 農地に該当するか否かの判断について
日程第 9 議案第 6 号 大船渡農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更について
日程第 10 議案第 7 号 大船渡市農地利用最適化推進委員の委嘱について
日程第 11 議案第 8 号 大船渡市農地利用最適化推進委員の委嘱について
日程第 12 議案第 9 号 大船渡市農地利用最適化推進委員の委嘱について
日程第 13 議案第 10 号 大船渡市農地利用最適化推進委員の委嘱について
日程第 14 議案第 11 号 大船渡市農地利用最適化推進委員の委嘱について
日程第 15 議案第 12 号 大船渡市農地利用最適化推進委員の委嘱について
日程第 16 議案第 13 号 大船渡市農地利用最適化推進委員の委嘱について
日程第 17 議案第 14 号 大船渡市農地利用最適化推進委員の委嘱について
日程第 18 議案第 15 号 大船渡市農地利用最適化推進委員の委嘱について
日程第 19 議案第 16 号 大船渡市農地利用最適化推進委員の委嘱について
本日の会議に付した事件
～議事日程第 1 号に同じ～

出席委員（農業委員 9 名）

議長	菊地 英浩君	1 番	金野たか子君
2 番	鈴木 力男君	3 番	古内 嘉博君
4 番	中村 亨 君	5 番	廣澤 恵美君
6 番	細谷 知成君	7 番	藤原 重信君
8 番	欠 員	9 番	熊谷 玲子君

(農地利用最適化推進委員 10名)

[大船渡地区]	大船渡地域	佐藤 優子君	末崎地域	尾形 正男君
	末崎地域	村上 優司君	赤崎地域	浅野 幸喜君
	猪川地域	鈴木 和雄君	立根地域	今野八重子君
	日頃市地域	木村マリ子君		
[三陸町地区]	綾里地域	畑中 圭吾君	越喜来地域	岡澤 成治君
	吉浜地域	菊地 久寿君		

遅刻者 (0名)

早退者 (0名)

欠席者 (0名)

事務局出席者

局長	飯田 秀 君	局長補佐	鈴木 康司君
主事補	菅野 由夏君		

午後2時00分開会

○議長（菊地英浩君） 本日はご出席をいただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、これより第37回大船渡市農業委員会総会を開催いたします。

それでは開会にあたりまして一言あいさつを申し上げます。今日の総会は現委員の最後の総会となります。今までですと総会終了後、分散会を行なっておりましたが、今回はコロナウィルスの関係で花束贈呈と記念写真のみとなりました。また例年ですと、11月には都南文化会館キャラホールにて県下全農業委員、推進委員が集まって農業委員大会が行われておりました。今年は中止となり、人数を制限して研修会を行うこととなりましたので、このメンバーで集まるのは今日が最後となります。ただいま農業委員大会が中止と言いましたけれども、今年も大船渡市農業委員会から表彰者が出ております。農地利用最適化推進委員部門では熊谷玲子職務代理者と畑中圭吾推進委員の2名、全国農業新聞部門では藤原重信農業委員が表彰されています。おめでとうございます。

最後に今日の総会は3条、4条、5条の他にも適用外、非農地判断、農振除外、更に10名の農地利用最適化推進委員の委嘱についてと協議事項が多く、長時間になると思いますが、慎重審議のほどをよろしく願い申し上げます。

○議長（菊地英浩君） 本日出席の農業委員は9名、推進委員は10名であります。

次にこれまでの経過と今後の日程について、飯田事務局長から報告をお願いします。

○事務局長（飯田秀君） それではお手元の資料によりまして行事等の経過報告と開催予定を申し上げます。初めに9月28日開催の第36回総会以降の経過報告でございます。10月15日には盛岡市で第55回岩手県農業会議常設審議委員会が開催され、菊地会長と局長補佐が出席をしております。10月21日には農業者年金制度説明会ということで、これは会場を用意して準備をしておりましたが、当日の来場者はおりませんでした。ただ、電話での相談が1件ありましたので、経過報告には記載をさせていただいております。それから本日10月26日、ただいま現任期での最後の総会となります第37回農業委員会総会が開催されているところであります。

次に明日以降の行事予定でございますが、10月29日には市役所の第3委員会室において農業委員会役員会を開催いたします。新体制における担当地区、専門委員会の委員構成等について協議を行なっていただく予定としております。11月4日には大船渡プラザホテルにおいて令和2年度大船渡市市政功労者表彰式が開催されますので、菊地会長が出席する予定となっております。11月11日には、会長のあいさつにもございましたが、農業委員会特別研修会が都南文化会館で開催されます。例年ですと、この日は農業委員会大会が開催されておりましたが、コロナウィルスの関係で中止となり、研修会という形で規模を縮小し開催されるということでもあります。総会後に参加者の調整をさせていただくこととしておりますので、よろしくお願いいたします。11月13日には盛岡市で第56回岩手県農業会

議常設審議委員会が開催されますので、菊地会長と局長補佐が出席の予定となっております。なお、表には記載されておきませんが、11月19日までが現体制での任期であります。11月20日から新体制に移行となるものでございます。新体制後の行事予定についてでありますけれども、11月25日に農業委員辞令書交付式並びに第1回農業委員会総会が開催されます。あわせて農地利用最適化推進委員に対する委嘱状交付も行われます。12月に入りまして1日に第2回農業委員会総会の開催を予定しております。なお、第1回総会では会長等の互選や議席の決定等を行います。第2回総会では通常の農地転用に係る審議を行なうていただくものでございます。なお行事等でご不明な点は事務局にお問い合わせ願います。私からは以上であります。よろしくお願いいいたします。

○議長（菊地英浩君） それでは出席委員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第1号により進めることといたします。

○議長（菊地英浩君） 日程第1、会期の決定を行います。お諮りいたします。本総会の会期は本日1日間としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第2、書記及び議事録署名人の指名を行います。議事録署名人は農業委員からの指名となりますが、書記及び議事録署名人を議長から指名してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） ご異議なしと認めます。それでは議長から指名いたします。書記には事務局の菅野由夏主事補、議事録署名人には7番藤原重信農業委員、9番熊谷玲子農業委員を指名します。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第3、報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐（鈴木康司君） それでは議案3ページをご覧ください。報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出があり、これを受理しましたので、本委員会に報告いたします。

番号1番、登記地目、現況地目ともに畑。それから、登記地目山林、現況地目畑及び公衆用道路、面積はあわせて1,734㎡。相続による権利の取得です。10月2日届出、同日受理です。番号2番、いずれも登記地目は田または畑。現況地目については田または雑種地、畑です。面積はあわせて6,608㎡です。相続による権利の取得です。9月14日届出、同日受理です。次のページ、4ページの3番、登記地目、現況地目ともに畑。面積359㎡です。相続による権利の取得です。9月14日届出、同日受理です。4番、登記地目畑及び田、現

況地目は一部宅地になっておりまして、田・畑・山林、それから田になっております。これにつきましては分筆して地目変更が必要であるということを指導した上で受理をいたしました。面積はあわせて 7,751 m²。相続による権利の取得です。10月7日届出、同日受理でございます。以上でございます。

○議長（菊地英浩君） 報告第1号について質疑、意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 次に日程第4、議案第1号農地転用事業計画の変更申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（鈴木康司君） 議案書の5ページをご覧ください。議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものがございます。

番号の1番、地図の1ページです。登記地目、現況地目ともに畑、5,381 m²のうち 3,800 m²。賃貸借です。貸付人の申請事由は、経営規模縮小のためです。借受人の申請事由は、規模拡大のためです。借受人についてはこの5月にも農地を借りておりました。それとこの土地については、実はずっと前から使っているという状態です。今度改めて正式に申請を出して許可を受けたいということでもあります。法人が農地を借りる場合は農地の解除条件付きの契約ということで、農地を適正に使用しない場合は賃貸借契約を解除するという条件の付いた契約書を今回改めて結ぶということで、始末書も提出されております。受入世帯の稼働人員、法人の担当者は3人です。トラクター2台と耕うん機1台を所有しております。こちら住宅地図にも大きく四角く書いてありますが、これはハウスです。それからその下の方にある細長いのは菌床しいたけの施設となっております。ずっと使ってきたんですが、この度、正式に許可を受けたいということでございます。貸借期間は令和2年11月1日から10年間です。次に2番、地図は2ページです。登記地目、現況地目ともに畑です。面積は 359 m²。売買です。譲渡人の申請事由は、経営規模縮小のため。譲受人の申請事由は、経営規模拡大のため。受入世帯の稼働人員は3人中2人。耕うん機1台他を所有しております。次に3番、地図は3ページです。登記地目、現況地目ともに畑及び田、面積合計 1,273 m²。売買。譲渡人の申請事由は、経営規模縮小のため。譲受人の申請事由は、経営規模拡大のため。受入世帯の稼働人員は3人中1人、干し草包装機1台、ロールベアラー1台、トラクター2台を所有しています。以上でございます。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の農業委員並びに推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第1号1番について5番廣澤恵美農業委員から説明をお願いします。

○5番（廣澤恵美君） 5番廣澤です。申請番号1番について報告します。23日に現地調査実施しました。周辺は住宅地となっております。借受人に話を伺ったところ、以前からこの土地を借りて農地利用をしていたが、今回、申請をし直すことになった。これからも今ま

でどおりにハウス栽培と露地野菜などの栽培を行なっていきたいとのことでした。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第1号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。村上優司委員。

○大船渡地区末崎地域推進委員（村上優司君） 推進委員の村上です。申請理由なんですけれども、さっき廣澤委員の方から経過については説明がありましたけれども、この時点では作っていないと言うか、農地をもっていないということであれば、経営拡大ではなくて新規就農者という表現になるのではないかなと。

○局長補佐（鈴木康司君） この大洋会さんは今年の5月まで長谷堂地区に農地を借りておりました、作っておりました。それから見て、そこは辞めたけれども、こちらの方で拡大をしていくということで、今回は経営規模拡大のためということにさせていただきました。

○大船渡地区末崎地域推進委員（村上優司君） ただ、経営面積がゼロになっているものだから。

○局長補佐（鈴木康司君） ここは長谷堂、一旦返したんでゼロになっておりますけれども、5月までやっていたことを踏まえれば、経営規模拡大のためと書いた方がいいのではないかと思ひ、そのように記載いたしました。

○議長（菊地英浩君） よろしいでしょうか。その他質問、意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第1号1番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第1号2番について7番藤原重信農業委員から説明をお願いします。

○7番（藤原重信君） 7番藤原でございます。議案第1号の番号の2についての調査の報告をいたします。10月21日の午後、譲受人のお宅を訪問し、現地の確認と聞き取りをいたしました。申請地は譲受人の自宅の裏、すぐ東側になります。現況は草刈りをして維持管理されている畑というふうに見てまいりました。先ほどの報告第1号3で説明がありましたように、以前の所有者から譲渡人に相続された土地であります。譲受人は隣接する土地であることから取得して一体的に利用したいとの思いがあり、譲渡人をお願いをし、同意をいただいたので、今回の申請になったということでございます。以上であります。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第1号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第1号2番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第1号2番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に議案第1号3番について三陸町地区吉浜地域菊地久寿推進委員から説明をお願いします。

○三陸町地区吉浜地域推進委員(菊地久寿君) 推進委員の菊地です。議案第1号3番について報告いたします。10月23日、譲渡人の娘さんに電話で伺いました。譲渡人は現在、高齢で施設に入所とのことです。譲受人とは親戚関係にあります。農地の処分を検討していたところ、和牛の繁殖をしている譲受人が牧草用に購入しても良いということになり、今回の申請に至りました。当該地は30年以上、作付けは行われておりませんでした。保全管理がなされており、耕作には支障がないと思われまます。また県道からは舗装された通路があり、機械の進入も容易な耕作地でありました。以上、報告いたします。

○議長(菊地英浩君) それでは議案第1号3番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。はい3番古内委員。

○3番(古内嘉博君) 3番古内です。上の2番にもありますけれども、売買ということなんですが、この農地の売買の基準価格というのはあるんでしょうか。事務局からお伺いします。

○局長補佐(鈴木康司君) 毎年、県の方から照会されまして、報告はしておりますが、大体税務課の課税評価額の報告をしております。

○3番(古内嘉博君) 評価額。

○局長補佐(鈴木康司君) はい。

○大船渡地区末崎地域推進委員(村上優司君) 評価額の何点何倍とかというあれではなくて、課税評価額そのまま適用する形でしょうか。

○局長補佐(鈴木康司君) 今回についての具体的に幾らで売ることについては聞いておりません。それで県からの照会につきましても、売買実績が余りない場合は、評価額をそのまま報告しなさいということになっておりまして、評価額を報告しております。

○議長(菊地英浩君) よろしいでしょうか。その他ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第1号3番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第1号3番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第5、議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（鈴木康司） それでは議案書の方の6ページをご覧ください。議案第2号農地法第4条第1項の規定により許可申請がありましたので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

番号1番、地図の4ページです。こちらは追認案件になります。登記地目畑、現況地目ともに畑です。面積はあわせて124㎡。転用目的は一般個人住宅、木造平家建1棟190.31㎡、既存建物2棟148.38㎡、家庭菜園60㎡、庭414.89㎡、総面積813.58㎡ですが、その下の転用理由のところを見ていただきたいんですが、住宅用地として利用したいんですが、隣の宅地689.58㎡とあわせて計画地とします。そうしますと施設等の一番下のところ面積、総面積は813.58㎡になります。このうち新しく建てるのが木造平家建て、今まであった住宅を壊して新しく造るということです。既存建物が2棟ありまして、148.38㎡、こちらは車庫と物置です。それから家庭菜園に今回転用する農地の半分程度、60㎡を家庭菜園としたい。その他庭及び駐車場、来客用の駐車場として409.89㎡を確保しております。こちら以前は住宅宅地にのみ住宅が建っておりましたが、2階建てで老朽化しておりましたので、改築するにあたってあれですね、バリアフリーを考慮して平家建にするということにしました。そのため建築面積が更に必要となりますので、隣接する農地まで住宅を建てるということになっております。今回は会長さんが農地パトロールでこの届け出をしていない転用を発見いたしまして、このあたりを指導して4条許可申請書と始末書が提出されたものでございます。ここは駅の300m以内ですので第3種農地になっております。農地転用は基本的に許可される場所になっております。一般基準については、隣接する農地は西側の畑のみであり、現地調査により転用による周辺農地への影響はないと判断したものです。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の推進委員から申請地の現況について10番菊地から説明いたします。

議案第2号1番の調査報告をいたします。10月25日午後1時頃、申請者に会って話を聞いてきました。地図の4ページをお開きください。地図では申請者の父親の名前になっておりますが、この方は父親で亡くなっており、息子さんの申請になっております。現在、家の建て替え中ですが、宅地と申請地とは1m40cmの石垣で、また申請地と隣地とは2mぐらいのブロックで区切られ、その上には駐車場の垣根が植えられております。申請者は母親と奥さんが一緒に住んでおります。前の家は一部2階でしたが、年をとってきたので平家にしたいが、以前の広さがほしく、段差が少しあるけれども、後ろの畑に延ばすことにしたとのことです。この段階では農用地区域ではないことを確認し、転用の申請が必要と考えておりましたが、申請者は会社勤めで会社役員でもあり、忙しく仕事をしていて忘

れてしまった。私が農地パトロールに行き見つけ、事務局に確認して指導しましたが、その時ハッと思い、すぐ申請をしたと言っておりました。本当に申し訳なかったと言っておりました。以上で調査報告を終わります。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第2号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号1番について本委員会において許可相当と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号1番は本委員会において許可相当とすることに決定いたしました。なお、ただいま許可相当と決した案件については追認案件のため、岩手県農業会議に諮問し、異議なしの答申を受けてからの許可となります。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第6、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題にいたします。初めに議案第3号1番について審議いたします。なお、この案件は浅野幸喜推進委員が関係する案件であることから、浅野幸喜推進委員は退室を願います。

（大船渡地区赤崎地域推進委員 浅野幸喜君除斥）

○議長（菊地英浩君） それでは事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐（鈴木康司君） 7ページをお開きください。議案第3号農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

番号1番、地図の5ページです。登記地目、現況地目ともに畑、面積は226㎡。売買。転用目的は公民館。公民館1棟84.46㎡。転用理由ですが、現在借地にある公民館が老朽化したため、交通の便が良い当該地を取得し公民館を新築したいということです。第3種農地になっております。以上でございます。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の農業委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第3号1番について1番金野たか子農業委員から説明をお願いします。

○1番（金野たか子君） 1番金野です。議案第3号1番のご報告をいたします。10月21日現地調査をし、譲受人よりお話を伺ってまいりました。現在の公民館は昭和40年6月に土地所有者のご厚意により無償で提供された敷地、現在は賃貸料を支払っているそうです。建設後50年以上経過したことから、雨漏りや床の腐食なども目立ってきた。このようなことから令和2年9月27日、町内の臨時総会が開催され、申請地の土地を購入、新築することにほとんどの世帯の方々から賛同を得たことから、令和3年度以内の完成をめざし、事業を進めていくということでした。周辺は宅地化が進んでおり、周辺農地への影響はな

いと見てまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第3号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号1番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

ここで浅野幸喜推進委員の着席をお願いします。

○議長（菊地英浩君） 退席された浅野幸喜推進委員に報告します。議案第3号1番について本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第3号2番から9番までを審議いたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐（鈴木康司君） それでは7ページをご覧ください。2番、地図は6ページです。登記地目、現況地目ともに畑、248㎡。売買です。転用目的は一般個人住宅、居宅2階建1棟73㎡、駐車場2台。転用理由は、現在、借家住まいにつき自己所有の自宅を新築したいということです。第1種低層住居専用地域で第3種農地です。次に3番、地図は7ページです。こちらは追認案件になります。登記地目畑、現況地目雑種地です。面積331㎡。売買です。転用目的は資材置場、駐車場等です。建設資材置場、駐車場5台、現場用物置及び現場用トイレ。追認案件ですので、若干説明いたしますけれども、当該土地の西側に事務所を構えている建築業を営む譲受人が東日本大震災後に請負業務が急増し、資材置場が必要になったため当該土地を項に購入し資材置場として使用していたところ。最近になって所有権移転登記を行おうとしたところ、当該土地が農地であり転用が必要であることを知り、始末書とともに申請書が提出されたものでございます。こちらは準工業地域で第3種農地です。次に8ページをご覧ください。番号4番、地図は8ページです。登記地目田、現況地目畑、面積は2,498㎡のうち1,193㎡。賃貸借。転用目的は工事車両駐車場等。プレハブ5棟86.25㎡、トイレ4.8㎡、工事車両駐車場、資材置場等です。転用理由は、国発注の工事（交通遮断設備工事）のために利用する現場事務所及び工事車両用の駐車場として利用するものです。許可の日から令和3年4月30日までの一時転用です。こちらは第2種中高層住居専用地域で第3種農地となります。次に5番、地図は9ページです。登記地目、現況地目ともに畑、面積263㎡。使用賃貸借です。転用目的は一般個人住宅、居宅2階建1棟75.25㎡、駐車場2台です。転用理由は、現在、借家住まいにつき、父から土地を借りて自己所有の居宅を新築したいということで永年の使用賃貸借です。こちらも第1種低層住宅に該当し第3種農地です。次に6番、地図は10ページです。こちらも

追認案件になります。登記地目畑、現況は雑種地です。面積は 1,234 m²のうち 759 m²。賃貸借です。転用目的は現場事務所、駐車場等です。仮設事務所 39.6 m²、仮設トイレ 4.08 m²、仮設倉庫 1 棟 6.84 m²、駐車場等です。転用理由は、仮設事務所に利用したいということです。こちらについては国道などの白線の施工を主な業務としている会社です。今年度、国道 45 号と三陸道、釜石道の区画線工事を受注し、令和 2 年 8 月から申請地に仮設現場事務所等を設置していたものです。こちらも農地利用最適化推進委員が農地パトロールを行なった際に、許可を得ずに転用している本件を発見し指導したものでございます。農業委員会で現状を聞いたところ、会社の担当者は農地を転用する場合に手続きが必要であることを知らなかったということでしたので、そこは指導いたしました。その後、5 条許可申請と始末書が提出されたものでございます。次に 7 番、地図の 11 ページです。登記地目、現況地目ともに畑、291 m²。使用賃貸。転用目的は一般個人住宅。居宅 2 階建て 1 棟 74.75 m²、駐車場 2 台。転用理由は、現在、父所有の敷地内の別棟で居住しているが、狭く不便なため父所有の土地を借りて自己所有の居宅を新築し独立したいということで永年の使用賃貸借です。こちら第 1 種住居地域で第 3 種農地です。次は 9 ページをご覧ください。8 番、地図の 12 ページです。登記地目、現況地目ともに畑、面積は 249 m²。賃貸借。転用目的は露天駐車場。車両置場 6 台。転用理由は、現在使用している整備用車両置場が狭く不便なため、隣接する当該地をその用途で利用したいということで永年の賃貸借での設定になります。第 2 種農地です。次に 9 番、地図は 13 ページです。こちら追認案件になります。登記地目畑、現況地目は雑種地です。202 m²。売買。転用目的は露天駐車場。転用理由は、居住地の駐車場が狭く駐車場用地に利用するためです。こちらは当該土地の東側にあった農地が復興事業で市に買収され、舗装道路と整備された宅地となり、当該土地はその残地でございます。譲渡人は当該土地の西側の住宅を販売するために当該土地と一体の西側の土地を平成 30 年に農地除外を申請し、31 年 3 月に農振除外が決定いたしました。譲渡人は農振除外が決定したことで農地転用手続きが完了したと思いき、当該土地を整地したところでした。その後、農地転用手続きが必要であること知り、始末書とあわせて申請書が提出されたものでございます。以上 9 件について、立地基準については 1 番から 5 番と 7 番は用途地域を定めた第 3 種農地のため許可基準を満たしております。6 番と 8 番と 9 番は第 2 種農地であり、代替性がないため基準を満たしております。5 番は農振農用地ですが、一時転用のため基準を満たしております。一般基準については融資証明及び残高証明により資金の確保を確認し、事業の実施は確実であり、周辺農地に影響はないため、いずれも基準を満たしております。以上でございます。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の農業委員並びに推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第 3 号 2 番について大船渡地区大船渡地域佐藤優子推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区大船渡地域推進委員（佐藤優子君） 第 3 号 2 番についてご報告をいたしま

す。昨日、現地調査をいたしました。申請地は草刈りがされた維持管理された土地です。譲渡人は現在借家住まいであり、自己所有の自宅を新築したいとのことです。周辺は宅地化が進んでおり、住宅地域としての様相を深めておりますので、周辺農地に対する影響はないものと考えられます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第3号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号2番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号2番について本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第3号3番と4番について大船渡地区猪川地域鈴木和雄推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区猪川地域推進委員（鈴木和雄君） 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、10月21日午前7時半、現地確認いたしました。譲受人から聞き取り調査しました。駐車場、資材置場が狭く不便なため利用したいとのことでした。住宅地のため問題はないと思います。

もう1件、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、10月21日午前10時、現地確認調査しました。電話で借受人から聞き取り調査しました。場所は大船渡インター手前を左折、30m進んだところを右側に市発注の工事のため利用した現場事務所及び工事車両の駐車場として利用するそうです。問題はないと思います。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第3号3番について質疑、意見許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号3番について本委員会において許可相当と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号3番は本委員会において許可相当とすることに決定いたしました。

なお、ただいま許可相当と決定した案件については追認案件のため岩手県農業会議に諮問し、異議なしの答申を受けてからの許可となります。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第3号4番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号4番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号4番について本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第3号5番について5番廣澤恵美農業委員から説明をお願いします。

○5番（廣澤恵美君） 5番廣澤です。申請番号5番について報告します。23日に現地調査を実施しました。周辺は住宅と農地が混在したところとなっています。申請地の現況は畑となっていました。借受人は現在借家住まいにつき、父親から土地を借りて居宅を新築したいとのことでした。申請地の南側に隣接する農地がありますが、日当たりなど、特に影響はないものと考えられます。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第3号5番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号5番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号5番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第3号6番について大船渡地区立根地域今野八重子推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区立根地域推進委員（今野八重子君） 推進委員の今野です。議案第3号の6番について調査報告いたします。この案件は先月、農地パトロールをした際に事務所があり、大型の作業車が数台止められてある状況でした。事務局に電話で問い合わせたところ、農地転用がされていないということだったので、農地転用の申請をするよう声をかけて出てきた案件です。10月20日午後3時40分頃、借受人の事務所を訪問しましたが、責任者は不在でした。4時過ぎに戻るとお思いますと言われたので、4時半頃再度訪問しましたが、まだ戻られていませんでした。夜間の作業なので午前中はいないとお思いますと言われ、10月24日午後再度訪問したら休みでした。なので午後4時15分頃、責任者に電話で話を聞きました。道路の白線の塗り替え作業のため12月31日までの一時転用ということでした。場所は国道45号線と釜石道だそうです。現地の北側は休耕畑で草が生い茂っていました。東側は宅地、南側は道路、西側は杉が連なっていました。周辺農地への影響はないと見てきました。以上です。よろしくお願いたします。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第3号6番について質疑、意見を許しますが、何か

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号6番について本委員会において許可相当と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第3号6番は本委員会において許可相当とすることに決定いたしました。なお、ただいま許可相当と決定した案件については追認案件のため、岩手県農業会議に諮問し、異議なしの答申を受けてからの許可となります。

○議長(菊地英浩君) 次に議案第3号7番について6番細谷知成農業委員から説明をお願いします。

○6番(細谷知成君) 6番細谷です。議案第3号の7番につきまして10月23日に現地調査及び聞き取り調査を行いましたので報告いたします。現況は草刈管理がされた休耕畑であります。周辺の状況ですけれども、申請地の西側は貸付人の自宅敷地です。申請地の北側と東側と南側は貸付人所有の農地で、北側にあるビニールハウスの4棟の一部で野菜を栽培しております。東側と南側は休耕畑の状態であります。申請に至った経緯ですけれども、貸付人の息子さんの借受人は、現在、貸付人の自宅の別棟の2階の離れで居住しております。住宅地図の申請地の左上にある建物のあるところが貸付人の自宅で、その南、左下にある四角で囲まれた部分が、現在借受人夫婦が居住している離れです。この離れが狭く玄関もないなど不便であるため、借受人の父である貸付人の土地を借りて借受人夫妻の自宅を新築したいということであります。申請地の隣接しているところでは耕作しておらず、貸付人の自宅敷地に隣接していることから、周辺農地への影響はないものと考えられます。報告は以上でございます。

○議長(菊地英浩君) それでは議案第3号7番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号7番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第3号7番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に議案第3号8番について大船渡地区立根地域今野八重子推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区立根地域推進委員(今野八重子君) 推進委員の今野です。議案第3号の8番について調査報告いたします。現地はアサガオなどの数種類の花が植えてありました。

10月20日午後4時35分頃、借受人を訪問し、代表取締役話を聞きました。転用理由にあるとおり、現在使用している車両置場が狭いため、隣接する農地を借りて車両置場に使用したいということでした。その後、貸付人に会い、現地を確認しながら話を聞きました。昔は麦畑だったが、その後、牛を飼うようになり牧草畑として使用していた。牛もいなくなり、酪農農家に草を積んで運んだこともあったそうですが、草が生えてくるようになってからは、それもなくなり、今は花を植えているということでした。現地の南側は国道45号線、東側は宅地、北側と西側は畑ですが、露天駐車場ということなので、周辺農地への影響はないものと見てきました。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第3号8番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号8番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号8番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第3号9番について4番中村亨農業委員から説明をお願いします。

○4番（中村亨君） 4番中村亨です。9番について現地調査の報告をいたします。地図は13ページであります。10月23日の午後現地を確認し、譲渡人の奥さんから話を伺ってまいりました。現在、盛岡市に住んでいる譲受人が家屋敷を購入したところ、駐車場が狭く、隣の石ころだらけのろくに草の生えていない宅地に目をつけ譲渡人から譲り受け、露天駐車場とするという流れだそうです。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第3号9番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号9番について本委員会において許可相当と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号9番について本委員会において許可相当とすることに決定いたしました。なお、ただいま許可相当と決定した案件については追認案件のため、岩手県農業会議へ諮問し、異議なしの答申を受けてからの許可となります。

○議長（菊地英浩君） それではただいまから3時10分前まで、暫時休憩といたします。

午後 2 時 59 分休憩

午後 3 時 07 分再開

○議長（菊地英浩君） それでは再開いたします。次に日程第 7、議案第 4 号農地法の適用外であることの証明願についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐（鈴木康司君） それでは議案書の 10 ページをご覧ください。議案第 4 号農地法の適用外であることの証明願を下記のとおり受理したので、本委員会の会議に附し可否を決定していただきます。

番号 1 番は地図の 5 ページです。登記地目は畑、現況地目宅地。面積は 225 m²です。非農地の事由ですけれども、昭和 46 年当時、当該地を借地して借受人が自宅を建築して以来、宅地として利用されている。長年宅地として利用されてきており登記簿地目も農地でないと考えていたということでございます。次に 2 番、地図は 14 ページです。登記地目はいずれも田、現況地目は雑種地です。面積はあわせて 1,739 m²。非農地の事由ですが、東日本大震災により海水流入し全壊流出。被災後は一時、瓦礫置場になり瓦礫が堆積、今後も農地として利用困難となった。地目変更が必要であることは認識していたものの、喫緊に特段不都合はなく先延ばしにしていたが、今後も農地利用の予定は全くないため、今回証明願を提出いたしました。次に 11 ページをご覧ください。3 番、地図は同じ 14 ページです。登記地目田、現況地目雑種地。面積 67 m²。非農地の事由は 2 番と同じです。次に 4 番、地図も同じ 14 ページです。地目は登記地目は田、現況地目が雑種地。面積は 0.14 m²。非農地の事由は 2 番・3 番と同じです。5 番、同じく 14 ページです。登記地目は畑及び田、現況地目は雑種地です。面積は合計 445 m²。非農地の事由は 2 番・3 番・4 番と同じです。次に 6 番、地図は 3 ページです。登記地目は畑及び田、現況地目は雑種地です。面積は 411 m²。非農地の事由は、昭和 34 年当時に自宅を建築して以来、県道から自宅に通ずる通路として利用され現在に至っております。長年通路として利用されてきており、登記簿地目も農地でないと考えていたものですが、今回農地であるということがわかりましたので、適用外証明願を提出して、始末書もあわせて提出されております。以上でございます。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の農業委員並びに推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第 4 号 1 番について 1 番金野たか子農業委員から説明をお願いします。

○1 番（金野たか子君） 1 番金野です。議案第 4 号 1 番についてご報告いたします。10 月 21 日、現在お住まいの方にお伺いしたんですけれども、現在お住まいの方はお身体が不自由で施設に入居していらっしゃるし、息子さんは遠方でお住まいということなので、所有者の自宅でお話しを伺ってまいりました。ご本人からは、証明願いの理由のとおりであるということでした。申請地は議案第 3 号 1 番でご説明いたしました場所の手前になり

ます。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第4号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第4号1番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号1番について本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第4号2番から5番について三陸町地区越喜来地域岡澤成治推進委員から説明をお願いします。

○三陸町地区越喜来地域推進委員（岡澤成治君） 推進委員の岡澤です。農地法の適用外であることの証明願いの2番、3番、4番、5番の内容をまとめて調査結果を報告いたします。先の3.11津波で被災し、今回、大船渡市がこの土地を含めた約3ha分を事業用地として買い上げることになったそうです。各土地所有者は非農地事由のとおり、今後とも農地利用の予定はなく、買い取りに同意し今回申請することにしたということでした。なお各申請者からは22日から25日までに聞き取り調査を実施済みです。以上のとおり報告いたします。よろしく申し上げます。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第4号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第4号2番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号2番について本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第4号3番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第4号3番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号3番について本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第4号4番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第4号4番について願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号4番について本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第4号5番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第4号5番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号5番について本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第4号6番について三陸町地区吉浜地域菊地久寿推進委員から説明をお願いします。

○三陸町地区吉浜地域推進委員（菊地久寿君） 推進委員の菊地です。議案第4号6番について、先ほどの議案第1号3番に関連し報告いたします。農地に隣接する自宅を昭和34年に建築した際、県道からの通路として利用していたとのことです。以前は舗装されていない通路でしたが、30年前に舗装され、農地としての認識はなかったとのことです。以上、報告いたします。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第4号6番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第4号6番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号6番について本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第8、議案第5号農地に該当するか否かの判断についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐（鈴木康司君） それでは議案書12ページをご覧ください。議案第5号農地法に該当するか否かの判断について。農地法の運用について第4（1）に基づき、農地に該当しない旨判定された別添土地について、本会で判断するため審議し決定をしていただきたいと思えます。

13ページをご覧ください。地図は15ページ。更に23ページと25ページに写真もございますので、あわせてご覧ください。非農地リストは11筆です。そのうち10筆は、地図の15ページです。台帳地目は畑、現況地目は山林です。面積、所有者はご覧のとおりでございます。次に11番、地図の16ページです。写真は26ページでございます。台帳地目田、現況地目雑種地です。面積1,729㎡。耕作状況は荒廢地化。以上でございます。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の推進委員から当該地の現況について説明をお願いします。それでは大船渡地区末崎町について大船渡地区末崎地域尾形正男推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区末崎地域推進委員（尾形正男君） 推進委員の尾形です。議案第5号農地に該当するか否かの判断について1番から10番まで一括して報告いたします。お互いに隣接地になっていて、竹林となっているところや竹と雑木が混在しているところなどで、農地に復旧するのは困難と思われる状態になっています。所有者の方から話を聞くと、40年ぐらい前に耕作放棄したところに竹が生えて広がってきたことにより、隣接地での野菜作りや家畜の採草地、茶畑として活用していたところなどが荒廢地化し耕作をやめてしまいました。また同じ頃に畑の側に墓地があったので、耕作していたところが墓地を移設したことで耕作をやめてしまうなど、同じ年代頃に耕作放棄地が拡大していったそうです。そして今回の確認で、所有者の方全員が今後農地として活用する予定はないとのことでした。以上、報告を終わります。

○議長（菊地英浩君） 次に三陸町越喜来地域について岡澤成治推進委員から説明をお願いします。

○三陸町地区越喜来地域推進委員（岡澤成治君） 推進委員の岡澤です。11番について報告いたします。平成12年頃に、日当たりが悪くて休耕したそうですが、その後、道路側の中の一部は草刈管理等を行っていたそうですけれども、雑木が茂ってきてからは高齢になって放置したそうです。現在は農地に復活させることは不可能だと見てきました。以上のとおり報告します。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第5号について質疑、意見を許します。何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第5号に

ついて本委員会において全て農地に該当しないことと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第5号農地に該当するか否かの判断については本委員会において全て農地に該当しないことに決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に日程第9、議案第6号大船渡農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更についてを議題といたします。事務局から議案の説明と朗読をお願いをするわけですが、農林課の松川係長に出席をいただいておりますので、事務局説明の後に農林課の松川係長から今回の農地利用計画の変更に係る経緯を含めまして説明をお願いします。なお今回の申請は農用地区域からの除外申請のみとなっております。

○局長補佐(鈴木康司君) それでは16ページをご覧ください。議案第6号大船渡農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更について。農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項の規定に基づいて定めた大船渡農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画を別紙のとおり変更することについて、同法施行規則第3条の2の規定により大船渡市長から意見を求められたので、本委員会の会議に附し意見を決定するものです。15ページについては農林課からご説明を申し上げます。

○農林課係長(松川直史君) それでは農林課の松川です。よろしく申し上げます。では議案第6号大船渡農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更についてご協議をお願いします。15ページをお開きください。令和2年度の農用地区域からの、いわゆる農振除外の手続きについては、昨年度までの申請件数と絡めまして年に一度の受け付けとし、8月17日から28日の期間で行いました。その結果、15ページのとおり9件の除外の申し出がありました。申請内容は、一般住宅建設案件が7件、資材置場整備案件が1件、太陽光発電パネル整備案件が1件でありました。当該の申請を受けまして、16ページを開きください。こちらの資料のとおり、たいへん失礼しました。すみません。今日は添付してありませんが、市長から農業委員会に対して意見書の提出を求める文書を提出しております。

15ページにお戻りください。一覧に従い、それぞれの案件概要をご説明いたします。1番、面積は1,995㎡のうち376.93㎡。登記地目は畑、現況地目は休耕畑、所有者が複数人おり、申請は代表して1名が行っております。除外理由は一般住宅建設のためであります。2番について説明いたします。添付地図の15ページをお開きください。2番、面積は452㎡、登記地目は畑、現況地目は休耕畑、面積は452㎡、利用目的は一般住宅建設のためでございます。所有者が亡くなられたため、相続人による申請で、除外理由は一般住宅建築のためであります。3番、地図の18ページをご覧ください。3番、面積は301㎡、登記地目は畑、現況地目は休耕畑、除外理由は一般住宅及び作業場建設のためであります。続いて4番にまいります。地図は19ページをお開きください。2,908㎡のうち1,625㎡。登記

地目は畑、現況は休耕畑。除外理由は太陽光発電のパネル整備のためであります。なおパネル枚数は320枚で発電出力は49.5kwで売電事業を計画しております。では5番になります。地図は20ページをご覧ください。面積は758㎡、登記地目は畑、現況地目は休耕畑、除外理由は資材置場整備のためであります。次は6番、こちらは地図の21ページをお開きください。面積は154㎡、登記地目は畑、現況地目は休耕畑、除外理由は一般住宅建設のためであります。続いて7番、こちらは地図の22ページ。面積は合計で459㎡。登記地目は畑、現況地目は休耕畑。所有者が先日亡くなられたため、相続人による申請で、除外理由は一般住宅建設のためであります。続いて8番にまいります。地図は22ページをお開きください。8番、面積は542㎡、登記地目田、現況地目は休耕畑、除外理由は一般住宅建設のためであります。続いて9番、こちらは地図が22ページです。面積は3,215㎡のうち198.79㎡、地目は田、現況は休耕田。除外理由は一般住宅建設のためとなっております。以上が今回の案件です。なお、こちらの案件については県と事前協議で協議済みであり、異議なしとの回答をいただいておりますことを申し添えます。また全案件、隣接する農地所有者からの同意書も添付されております。以上、説明を終わります。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の農業委員並びに推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第6号1番と2番までについて大船渡地区末崎地域尾形正男推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区末崎地域推進委員（尾形正男君） 推進委員の尾形です。それでは議案第6号農地利用計画の変更1番、2番について報告いたします。申請地は草刈りが行われ管理されているようでした。北側には美容室、西は県道、東は耕作していない農地、南は椿が植えてある農地です。10月22日午前に申請者に会って話を聞いてきました。申請者の知り合いに不動産業の人がいて、家を建てたいので土地を探していると相談があり、これからも活用する予定がなく草刈り等で管理していた土地があったので、その一部を売却することにしたそうです。また所有者は複数いますが、管理を任されていたので、今回の申請者になったということです。以上、報告を終わります。

続いて2番に移ります。申請地は議案第5号の2番、非農地リストで説明した土地の北側にあり、東と西は住宅、北は道路、南側は荒廃地となっております。現在は何も耕作されていませんが、草刈りは行われていました。10月22日午前に申請者に会って話を聞いたところ、町内の借家で暮らしている幼馴染から、両親が高齢になったので実家の近くに自分の家を建てて両親を見守りたいと相談を受けたそうです。そこで申請者の自宅の側に耕作をしていない畑に家を建てることを提案し、友人も了承したので今回の申請になったそうです。以上です。よろしくをお願いします。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第6号1番について質疑やこの案件に係る発言を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑やこの案件に係る発言を終わり直ちに採決いたします。議案第6号1番について本委員会の意見を異議なしと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第6号1番については本委員会の意見を異議なしとすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第6号2番について質疑やこの案件に係る発言を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑やこの案件に係る発言を終わり直ちに採決いたします。議案第6号2番について本委員会の意見を異議なしと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第6号2番について本委員会の意見を異議なしとすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第6号3番について9番熊谷玲子農業委員から説明をお願いします。

○9番（熊谷玲子君） 9番熊谷です。議案第6号3番についての調査報告をいたします。地図は18ページです。所有者夫妻に自宅前の申請地で聞き取りをいたしました。申請地は自宅に入る道路と庭、そして物置、畑には野菜が一面に栽培されておりました。所有者の母親が高齢となり、畑仕事が困難となり、自分たちに任されても自分の仕事が忙しく畑仕事をする余裕もないので、この機会に子供たちが成長し自宅も手狭になってきたので、住居と作業場、物置を造ることに家族で相談し今回の申請に至ったそうです。周囲への影響ですが、西側に耕作されている畑はありますが、影響はないものと思われます。南側は草刈管理された休耕畑で、東側は住宅地で影響はないものと思われます。以上で報告を終わります。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第6号3番について質疑やこの案件に係る発言を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑やこの案件に係る発言を終わり直ちに採決いたします。議案第6号3番について本委員会の意見を異議なしとすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第6号3番については本委員会の意見を異議なしとすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第6号4番と5番について大船渡地区立根地域今野八重子推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区立根地域推進委員（今野八重子君） 推進委員の今野です。議案第6号の4番について調査報告いたします。きれいに草が刈られ、きちんと管理されてきました。10月20日午後3時45分頃、申請者宅を訪問し、申請者と娘さんから現地を確認しながら話を聞きました。申請者は高齢ですが、今も現役で耕うん機を使い、家の前や倉庫の脇の畑の作業をしているそうです。現地は申請者の家の裏で、草刈も大変になってきたし誰も農業をやる人がいない。今は2人暮らしで野菜を作っても食べ切れない、食べる人もいないと言っていました。土地を貸して太陽光パネルを設置するということでした。以上です。

次に5番について調査報告以上いたします。きちんと草が刈られてあり管理されてきました。10月21日午前9時50分頃現地を確認し、申請者から話を聞きました。申請者は現地の向い側の水田で田おこしをしているところを中断してもらって話を聞きました。申請者の話によりますと現地にパイプなどの資材を置いていたところ、役場の人が来て注意されたので申請したということでした。現地の南側は休耕畑で草が刈られ管理されてありました。東側は水路を挟んで宅地、西側は道路を挟んで水田、北側は宅地ということです。周辺農地への影響はないと見てきました。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第6号4番について質疑やこの案件に係る発言を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑やこの案件に係る発言を終わり直ちに採決いたします。議案第6号4番について本委員会の意見を異議なしと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第6号4番について本委員会の意見を異議なしとすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第6号5番について質疑やこの案件に係る発言を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑やこの案件に係る発言を終わり直ちに採決いたします。議案第6号5番について本委員会の意見を異議なしと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第6号5番については本委員会の意見を異議なしとすることに決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に6番について2番鈴木力男農業委員から説明をお願いします。

○2番(鈴木力男君) 2番鈴木です。農用地利用計画の変更申請6番について申請人より聞き取りと現地確認した結果を報告いたします。10月24日に申請人より聞き取り調査をし、その後、現地確認をしました。近隣住民より家族が増えたので、住宅建築のため譲ってほしいと相談され、家族とも話し合いの結果、譲ることを決め農振除外申請を提出したとのことでした。隣接する農地もなく影響はないものと思われます。以上、報告いたします。

○議長(菊地英浩君) それでは議案第6号6番について質疑やこの案件に係る発言を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑やこの案件に係る発言を終わり直ちに採決いたします。議案第6号6番について本委員会の意見を異議なしと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第6号6番について本委員会の意見を異議なしとすることに決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に議案第6号7番について7番藤原重信農業委員から説明をお願いします。

○7番(藤原重信君) 7番藤原でございます。議案第6号の7番についての調査報告をいたします。先ほど議案第1号でも報告をさせていただきましたけれども、10月22日午後に申請者宅を訪問して、現地の確認と聞き取りをいたしました。場所については先ほど話したとおり、すぐ隣でありますから、割愛をさせていただきたいと思ひます。現況は野菜畑でありまして、家庭菜園として利用されているということでございました。所有者は亡くなりましたので、息子さんはじめ3名での申請であります。親戚の土地家屋調査士に相談しながら、手順に従って手続きを進めたいということでございましたが、理由は申請者の息子さんに戻ってきて居宅を新築したいということなんです。そこで許可が出次第、市道に隣接するこの場所に、今言ったように居宅を新築したいので申請をしたということでございます。よろしくお願ひをいたします。

○議長(菊地英浩君) それでは議案第6号7番について質疑やこの案件に係る発言を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑やこの案件に係る発言を終わり直ちに採決いたします。議案第6号7番について本委員会の意見を異議なしと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第6号7番について本委員会の意見を異議なしとすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第6号8番と9番について2番鈴木力男農業委員から説明をお願いします。

○2番（鈴木力男君） 2番鈴木です。農用地利用計画の変更申請8番について申請人より聞き取りと現地確認をした結果を報告いたします。10月24日に申請人に電話で聞き取り調査をしました。申請者は大船渡市出身の方で、現地は50年前に県外に、仕事のため渡ったということでした。聞き取り調査した後、現地確認しまして、申請地は同町内で理容室を営んでいる方が住宅建設のため譲ってほしいと相談され、自分では耕作もできないので、家族と話し合いの結果、譲ることと決め農振除外申請を提出したとのことでした。隣接する農地には影響はないものと思われまます。以上、報告いたします。

農用地利用計画の変更除外申請9番について申請人より聞き取りと現地確認した結果を報告いたします。同じく10月24日に申請人より聞き取り調査をし、その後、現地確認をしました。昨年7月の総会において農地法第4条第1項の規定によって許可された農地は申請人の自宅の脇にありますが、急傾斜地、崩落危険個所に指定されており、住宅を建設するには擁壁設置工事費用などがかかるため、自分が所有する当該地に住宅を建築したいということでした。隣接する農地に対する影響は、ここもないものと思われまます。以上、報告を終わります。

○事務局長補佐（鈴木康司君） すみません。今、お話しいただきましたけれども、昨年、国道沿いの農地を転用して取得するというので、一旦許可を出しておりました。したがって今回確認して、こちらの土地にするということでしたので、国道沿いの方の許可については取り下げていただくということをご本人と確認しております。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第6号8番について質疑やこの案件に係る発言を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑やこの案件に係る発言を終わり直ちに採決いたします。議案第6号8番について本委員会の意見を異議なしと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第6号8番については本委員会の意見を異議なしとすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第6号9番について質疑やこの案件に係る発言を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑やこの案件に係る発言を終わり直ちに採決いたします。議案第6号9番について本委員会の意見を異議なしと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第6号9番については本委員会の意見を異議なしとすることに決定いたしました。

ここで農林課の松川係長は退席いたします。大変ありがとうございました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第10、議案第7号大船渡市農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題といたします。初めに日程第10、議案第7号から、日程第19、議案第16号までの大船渡市農地利用最適化推進委員の委嘱についての案件について事務局の説明に先立ちまして、私、菊地から農地利用最適化推進委員候補者評価委員会委員長として10名の選考にあたった経緯などについてご説明させていただきます。農業委員とあわせて推進委員の推薦及び公募をした結果、推薦が2名、公募が12名の計14名の方から提出がございましたが、農業委員と併願されていた方のうち2名が農業委員の任命を受けることになりましたので、あとの12名の方について選考することになったところであります。選考につきましては、候補者評価委員会設置要綱の規定により、農業委員会会長が委員長、会長職務代理者を副委員長とし、その他会長が指名した2番鈴木力男委員、7番藤原重信委員の4名による評価委員会を設置し、9月18日に評価委員会を開催したところであります。評価基準等の説明は省略をいたしますが、公平で透明性を確保するために定めた評価要綱に沿って評価を行い、選考された候補者10名の委嘱について本総会にお諮りするものであります。

それでは議案第7号について事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（鈴木康司君） 議案書の16ページをお開きください。議案第7号大船渡市農地利用最適化推進委員の委嘱について。下記の者を大船渡市農地利用最適化推進委員に委嘱することについて、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により本委員会の承認を求めるものです。令和2年10月26日提出。農業委員会会長菊地英浩。記。氏名、佐藤美智子。17ページをお開きください。学歴と経歴はここに記載してあるとおりでございます。18ページをお開きください。農業委員会等に関する法律の抜粋をここに載せてあり

ますので、ご覧いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第7号について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第7号について大船渡市農地利用最適化推進委員に委嘱することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第7号について本委員会において佐藤美智子氏を農地利用最適化推進委員に委嘱することを承認することに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第11、議案第8号大船渡市農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題といたしますが、この案件は畑中圭吾推進委員が当事者であることから、畑中圭吾推進委員は退室を願います。

（三陸町地区綾里推進委員 畑中圭吾君除斥）

○議長（菊地英浩君） 事務局から議案の朗読をお願いします。

○局長補佐（鈴木康司君） 19ページをご覧ください。議案第8号、前段は同文でございます。記。氏名、畑中圭吾。20ページに学歴と経歴を記載してございますので、ご覧ください。以上でございます。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第8号について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第8号について大船渡市農地利用最適化推進委員に委嘱することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第8号は本委員会において畑中圭吾氏を農地利用最適化推進委員に委嘱することを承認することに決定いたしました。

ここで畑中圭吾推進委員の着席をお願いします。

○議長（菊地英浩君） 退室された畑中圭吾推進委員に報告します。議案第8号について本委員会において承認することに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第12、議案第9号大船渡市農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題といたしますが、この案件は村上優司推進委員が当事者であることから、村上優司推進委員は退室を願います。

(大船渡地区末崎地域推進委員 村上優司君除斥)

- 議長(菊地英浩君) 事務局から議案の朗読と説明をお願いします。
- 事務局長補佐(鈴木康司君) 21 ページをお開きください。議案第9号、前段は同文でございます。記。氏名、村上優司。22 ページをご覧ください。こちらに学歴と経歴を記載してございますので、ご覧いただきたいと思っております。以上でございます。
- 議長(菊地英浩君) それでは議案第9号について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第9号について本委員会において大船渡市農地利用最適化推進委員に委嘱することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

- 議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。
よって、議案第9号について本委員会において村上優司氏を農地利用最適化推進委員に委嘱することを承認することに決定いたしました。ここで村上優司推進委員の着席をお願いします。
- 議長(菊地英浩君) 退室された村上優司推進委員に報告します。議案第9号について本委員会において承認することと決定いたしました。
- 議長(菊地英浩君) 次に日程第13、議案第10号大船渡市農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題といたしますが、この案件は菊地久寿委員が当事者であることから、菊地久寿委員の退室を願います。

(三陸町地区吉浜地域推進委員 菊地久寿君除斥)

- 議長(菊地英浩君) 事務局から議案の朗読と説明をお願いします。
- 事務局長補佐(鈴木康司君) 23 ページをお開きください。議案第10号、前段は同文でございます。記。氏名、菊地久寿。24 ページをご覧ください。こちらに学歴と経歴が記載されてございますので、ご覧ください。以上でございます。
- 議長(菊地英浩君) それでは議案第10号について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第10号について大船渡市農地利用最適化推進委員に委嘱することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

- 議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。
よって、議案第10号について本委員会において菊地久寿委員を農地利用最適化推進委員

に委嘱することを承認することに決定いたしました。ここで菊地久寿推進委員の着席をお願いします。

○議長（菊地英浩君） 退室された菊地久寿推進委員に報告します。議案第 10 号について本委員会において承認することに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第 14、議案第 11 号大船渡市農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題といたしますが、この案件は浅野幸喜推進委員が当事者であることから、浅野幸喜推進委員の退室をお願いします。

（大船渡地区赤崎地域推進委員 浅野幸喜推進委員除斥）

○議長（菊地英浩君） 事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐（鈴木康司君） 25 ページをお開きください。議案第 11 号、前段は同文でございます。記。氏名、浅野幸喜。26 ページをお開きください。学歴と経歴が記載されておりますので、ご覧ください。以上でございます。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第 11 号について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第 11 号について大船渡市農地利用最適化推進委員に委嘱することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第 11 号について本委員会において浅野幸喜氏を農地利用最適化推進委員に委嘱することを承認することに決定いたしました。ここで浅野幸喜推進委員の着席をお願いします。

○議長（菊地英浩君） 退室された浅野幸喜推進委員に報告します。議案第 11 号は本委員会において承認することに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 日程第 15、議案第 12 号大船渡市農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐（鈴木康司君） 27 ページをお開きください。前段は同文でございます。記。氏名、鈴木学。28 ページをお開きください。こちらに学歴と経歴が記載されておりますので、ご覧ください。以上でございます。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第 12 号について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第 12 号について大船渡市農地利用最適化推進委員に委嘱することに賛成の農業委員の挙手を求めま

す。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第12号は本委員会において鈴木学氏を農地利用最適化推進委員に委嘱することを承認することに決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 日程第16、議案第13号大船渡市農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(鈴木康司君) 29ページをお開きください。議案第13号、前段は同文でございます。記。氏名、金典夫。30ページをお開きください。こちらに学歴と経歴が記載されてございますので、ご覧ください。以上でございます。

○議長(菊地英浩君) それでは議案第13号について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第13号について大船渡市農地利用最適化推進委員に委嘱することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第13号は本委員会において金典夫氏を農地利用最適化推進委員に委嘱することを承認することに決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に日程第16、議案第14号、大船渡市農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(鈴木康司君) 31ページをお開きください。議案第14号、前段は同文でございます。記。氏名、鈴木一志。32ページをお開きください。こちらに学歴と経歴が記載してございますので、ご覧ください。以上でございます。

○議長(菊地英浩君) それでは議案第14号について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第14号について大船渡市農地利用最適化推進委員に委嘱することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第14号は本委員会において鈴木一志氏を農地利用最適化推進委員に委嘱することを承認することに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第 17、議案第 15 号大船渡市農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐（鈴木康司君） 33 ページをお開きください。議案第 15 号、前段は同文でございます。記。氏名、尾形キヨシ。34 ページをお開きください。こちらに学歴と経歴を記載してございますので、ご覧ください。以上でございます。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第 15 号について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第 15 号について大船渡市農地利用最適化推進委員に委嘱することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第 15 号は本委員会において尾形キヨシ氏を農地利用最適化推進委員に委嘱することを承認することに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第 19、議案第 16 号大船渡市農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐（鈴木康司君） 35 ページをお開きください。議案第 16 号、前段は同文でございます。記。氏名、佐藤幾子。36 ページをお開きください。こちらに学歴と経歴が記載してございますので、ご覧ください。以上でございます。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第 16 号について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第 16 号について本委員会において大船渡市農地利用最適化推進委員に委嘱することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第 16 号について本委員会において佐藤幾子氏を農地利用最適化推進委員に委嘱することを承認することに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 以上をもちまして本総会に付議されたすべての議案審議を終了いたしました。慎重審議を賜りましてありがとうございました。

これをもちまして第 37 回総会を閉会いたします。引き続き事務局から連絡事項がありますので、そのままご着席願います。

それではこれをもちまして本日の会議を終了いたします。長時間にわたり、たいへんお

疲れさまでした。

午後 4 時 12 分閉会